

社会福祉法人東根福祉会 役員等報酬基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人東根福祉会（以下「法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員への報酬総額の決定)

第2条 この法人の全理事の報酬総額は、年間200万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

(理事への報酬等の支給)

第3条 理事の報酬については、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事（職員兼務の者）については、職員としての職員給与規程に基づき給与及び手当等を支給することとし、役員報酬は支給しない。
- (2) 非常勤理事については、理事会等会議への出席又は法人及び施設業務のための出勤について、別表1の報酬及び交通費の実費額を旅費規程に基づき支給する。

(監事への報酬等の支給)

第4条 監事には、役員会等への出席又は法人及び施設業務のための出勤に関しては、別表1の報酬及び交通費の実費額を旅費規程に基づき支給することとし、監事監査等への出席については、別表2の報酬及び交通費の実費額を旅費規程に基づき支給する。

(評議員への報酬等の支給)

第5条 評議員には、評議員会への出席又は法人及び施設業務のための出勤について、別表1の報酬及び交通費の実費額を旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、当該会議等に参加した都度支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この基準は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 この基準は、令和2年4月1日より施行する。

別表1

役 位	報酬額（日額）	報酬額（半日）
理事長	10,000 円	5,000 円
理 事	10,000 円	5,000 円
監 事	10,000 円	5,000 円
評議員	10,000 円	5,000 円

別表2

役位	日額報酬額
監 事	10,000 円